

第 8 6 号議案

令和 5 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 5 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算を提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

新宮町長 桐 島 光 昭

令和５年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算

令和５年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，４２３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４４，０２２千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和５年９月１日提出

新宮町長 桐 島 光 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	県支出金	14,577	797	15,374
	1 県補助金	14,577	797	15,374
4	繰越金	1	626	627
	1 繰越金	1	626	627
歳 入 合 計		42,599	1,423	44,022

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	28,273	1,233	29,506
	1 施設管理費	27,834	1,233	29,067
2	医業費	13,826	190	14,016
	1 医業費	13,826	190	14,016
歳 出 合 計		42,599	1,423	44,022

1 総括
(歳入)

1 総括
(歳入)

[illegible]

(歳 出)

[illegible][illegible]

2歳入

2款 県支出金797千円

1項 県補助金797千円

目	補正前の額	補正額	計
2 医療施設等設備整備費補助金	千円 2, 200	千円 797	千円 2, 997
計	14, 577	797	15, 374

4款 繰越金626千円

1項 繰越金626千円

1 繰越金	1	626	627
計	1	626	627

節		説明
区分	金額	
2 外来対応医療 機関設備整備 事業費補助金	千円 797	外来対応医療機関設備整備事業費補助金 千円 797

1 繰越金	626	前年度繰越金 626

3歳出

1款 総務費1,233千円

1項 施設管理費1,233千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 27,834	千円 1,233	千円 29,067	千円 797	千円	千円	千円 436
計	27,834	1,233	29,067	797	0	0	436

2款 医業費190千円

1項 医業費190千円

1 医療用機械器具費	5,921	190	6,111				190
計	13,826	190	14,016	0	0	0	190

節		説明
区分	金額	
17 備品購入費	千円 798	千円 施設備品購入費798
22 償還金利子及び割引料	435	へき地診療所運営費補助金返還金435

12 委託料	190	医療用機器ネットワーク改修委託料190